

◎ 配当控除

課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成11年から平成18年までと平成21年から平成25年の入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、上限を97,500円として①と②のいずれか少ないほうの額（市：3/5、県：2/5）

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額に5%を乗じて得た額

◎ 配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	県民税
配当割額及び 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

◎ 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（総所得金額等の合計額の30%を上限）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、特例控除額に係る税額控除率（90%から所得税の限界税率を差し引いた割合）を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（市民税及び県民税所得割の10%に相当する金額を上限）

◎ 調整控除

合計課税所得金額が200万円以下の人 次の①又は②のいずれか少ない金額の5% （市：3%、県：2%）
① 人的控除額の差の合計額
② 合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の人 次の①から②を控除した金額の5% （市：3%、県：2%）
① 人的控除額の差の合計額
② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額 ※ ただし、所得割から控除される額が2,500円未満の場合は、2,500円 （市：1,500円、県：1,000円）

〔人的控除の差額〕※所得税と個人住民税の控除額の差

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	10万円		特定	18万円
	同居特別	22万円		老人	10万円
寡婦控除	一般	1万円	同居老親等		13万円
	特別	5万円	勤労学生控除		1万円
寡夫控除		1万円	配偶者特別控除	38万円以上40万円未満	5万円
配偶者控除	一般	5万円	40万円以上45万円未満		3万円
	老人	10万円	基礎控除		5万円